

チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第16回 2020年2月



OECDの金融取引に関する移転価格ガイドライン

本アラートの分析対象法規

- 「金融取引に関する移転価格ガイドライン：BEPS包摂的枠組：行動計画 4、8～10 の報告書」、2020年2月11日付けでOECD公表
- 「多国籍企業と税務当局のための移転価格ガイドライン」（2017版）、2017年7月10日付けでOECD公表
- 「関連取引申告及び移転価格同時文書化の管理に関する国家税務総局の公告」、2016年6月29日付けで国家税務総局公布
- 2017年4月、シェブロン・オーストラリア・ホールディングス Pty Ltd vs オーストラリア国税庁の[2017]FCAFC 62 事案に関するオーストラリア連邦裁判所の判決

背景

2020年2月11日、経済協力開発機構（以下「OECD」）は、金融取引に関する移転価格ガイドラインの最終報告書を公表した。同最終報告書は「OECD移転価格ガイドライン」の第10章に収録される予定である。

OECDは「金融取引に関する移転価格ガイドライン：BEPS包摂的枠組：行動計画 4、8～10 の報告書」（以下「報告書」）を公表したことにより、「OECD移転価格ガイドライン」において、初めて金融取引の移転価格に関して具体的なガイダンスを提示したこととなる。

同報告書は、移転価格ルール適用の一貫性を確保し、移転価格税制に関する紛争や二重課税の回避を目的としており、各国の移転価格税制に関する法整備や今後の二国間協議に大きな影響を与えるだろう。

今回公表された最終報告書は、報告書で言及されている原則を説明するいくつかの事例を追加したほか、2018年夏に公表されたディスカッションドラフトの内容とほとんど変更はない。

総じて、報告書は、金融取引条項及び特定な条件下における経済分析の概要を記載し、金融取引の価格設定に関連する具体的な問題（トレジャリー機能、グループ内融資、キャッシュプーリング、ヘッジ取引、保証取引、キャプティブ保険）に対処するものである。詳細は下記のとおりである。

報告書の概要

1.取引の正確な描写分析

報告書は冒頭から、多国籍企業グループ会社の資本構成の判断における取引の正確な描写分析の適用について解説している。

a.融資と持分

報告書セクション1は、「表面的な融資」を融資として扱うべきかを確定するために、

「OECD移転価格ガイドライン」の第1章「取引の描写分析」の適用を概説している。さらに、融資を債権融資あるいは持分投資のどちらとして扱うべきかについて参考基準を提示した。留意すべき点として、包括的な分析を行うに際し、関連する業界（例えば、業種別の資本集約度と許容できるレバレッジ）及び多国籍企業グループの固有要因（例えば、借入人である実体のビジネス又は製品ライフサイクルが属する段階、多国籍企業グループがある特定プロジェクトに対して優先的に融資を実施する方針など）を考慮する必要がある。加えて、借手と貸手双方の観点から、現実的に利用できる融資オプションも考慮するよう強調している。

また、報告書は、債権融資及び持分投資の性質の決定に関するガイダンスが強制的なものではなく、各国又は税務管轄地は継続的に国内法における既存の多重因子分析方法を適用して資本構成と利子の損金算入に係る問題に対処できると指摘している。

b.融資リスク管理

報告書では、関連者間で行われる債権融資が持分投資として再認定されなくても、貸手が貸出リスクを管理しない、及び/又は貸出リスクを引き受ける財務基盤を有しない場合、リスクリターンは実質的に管理を実施するその他のグループ会社に割り振られるべきであり、この場合、貸手はリスク・フリーに応じたリターンのみを獲得できると指摘している。また、報告書では、貸手が管理を実施するときに展開すると想定される活動の種類を列記した。これには、貸出リスクの評価（銀行又は格付け機関が使用する情報と類似する情報の使用）、融資条項の策定、融資の実行及び返済状況のモニタリングなどが含まれる。

さらに、融資取引の性質の決定に際し、商業的な合理性も合わせて考慮すべく、契約条項で定められた融資取決めとは異なった取決めや価格設定ポリシーを適用する場合もある。例えば、運転資本の需要を満たすために、親会社は子会社へ10年を返済期間とした資金を融資した。しかし、実務において、多国籍企業が運転資金の必要性から外部融資する場合、通常1年を返済期間としたローンしか獲得できない。このため、前述の10年を返済期間とした関連者間ローンは、グループの外部融資方針の事業実態に沿うよう、10件の延長可能な返済期間1年のリボルビングローンとして再認定される。また、報告書は金利設定に際して考慮すべき比較可能性分析の要素についても詳説している。

2.トレジャリー機能

a.グループ内融資

報告書では、トレジャリーセンターの活動が「低付加価値」活動か「高付加価値」活動かを評価するよう求めている。「低付加価値」活動は、単純な現金管理と流動性管理（万一の際の備えとして会社運営に必要な十分な現金の確保）、キャシュプーリングが含まれる。「高付加価値」活動は、企業の財務管理（長期投資・融資計画の策定、グループ資本コストの最適化、グループ財務リスクに対する戦略的対応など）が含まれる。トレジャリーセンターが高付加価値活動（実質的な支配権を有する）を実施する場合、より高い利益やリターンを得るべく、低付加価値の機能を果たす場合、基本的な調整機能に係る対価を受けるべきである。

報告書では、シェブロン社に対する訴訟事例（シェブロンvsオーストラリア国税庁）で取り上げられた問題も含めて多くの複雑な論点について更に踏み込んだ議論を展開している。多国籍企業グループ全体の信用格付けを用いることは、グループの一員である実体の単独の信用格付けを用いるより、関連者間で行われた融資取引における当該グループメンバー実体の融資コストの算定に役立つ場合がある（メンバー実体が多国籍企業グループと「受動的関係（Passive Association）」にあることの重要性を強調）ことについて検討した。当該グループメンバー実体が、グループから支援を受ける可能性が非常に高い（暗黙的支援）場合、グループのその他の実体へのローン保証料の支払いが不要となる。したがって、いかなる保証料に関する契約書も勘案する必要がない。

報告書は、多国籍企業又は特定の実体の信用格付けにおける金融ツールの使用方法、及び業種別の信用力評価における特定金融指標に対する理解の重要性に関して詳細なガイダンスを提示している。また、報告書は、融資取引の金利設定に関する移転価格算定方法の選択、融資のリスクプレミアムを決定するためのクレジットデフォルトスワップ（CDS）に関する情報の使用、及び経済分析モデルの使用に関するガイダンスも提示している。

b. キャッシュプーリング

報告書は、キャッシュプーリング管理者としてのトレジャリーセンターが、キャッシュプーリングに係る重大な経済リスクを管理する能力の有無を判断する際、「OECD移転価格ガイドライン」の第1章におけるガイダンスの使用方法について説明している。また、報告書は、キャッシュプーリングから生じるシナジー効果を如何にキャッシュプーリングメンバー間で配分するか、キャッシュプーリングのクロス保証の取扱いについても解説している。

c. ヘッジ取引

報告書は、外国為替、コモディティ価格変動及び金利ヘッジを含む多種にわたった複雑なシナリオへの対応について検討した。ヘッジリスクを抱えるグループ運営会社がヘッジ契約を締結する（トレジャリーセンターが手配する）シナリオ、トレジャリーセンターがグループレベルにおいて「ナチュラルヘッジ」を実現するシナリオ（例えば、ある実体のリスクが別のグループ実体のリスクを相殺消去する）及びナチュラルヘッジを行った後、トレジャリーセンターのヘッジ契約締結でグループレベルのリスクを相殺消去するシナリオなどヘッジのいくつかのシナリオについて解析している。

3. 債務保証

報告書では、保証に関する多くの複雑な論点を採り上げている。例えば、ある特定の多国籍企業グループ実体がグループから強い「暗黙的支援」を受ける場合（このような支援は重要な戦略的意義を有する場合もある）、当該実体のグループ内保証契約は実際の経済的意義はなくなるため、勘案する必要がない。その原因としては、借手の「現実的に利用できるオプション」を考慮して、商業的合理性の観点から、通常、保証契約を別途締結することがない。

報告書ではもう一つのシナリオについても言及した。銀行が比較的財務基盤の弱い

多国籍企業グループ実体へ融資し、かつ財務基盤の強いグループ実体がそれを保証する。この場合、銀行は比較的財務基盤の弱い実体に資金を貸し出すことは商業的合理性に欠けると考えるため、当該取引を銀行が財務基盤の強い実体に資金を貸し出した後、同実体から比較的財務基盤の弱い借手に対して持分投資を行うこととして再認識される（この場合、元の保証料に係る一部又は全部の取決めが無効と見なされる）。報告書は、関連者間の保証取引の価格設定に際し、移転価格算定方法の適用に関する詳細なガイダンスを提供している。

4. キャプティブ保険と再保険

報告書では、「OECD移転価格ガイドライン」の第1章におけるガイダンスの適用にあたり、多国籍企業グループ内保険会社は実際にリスクを管理でき、かつ商業的合理性を有する真の保険事業を展開しなければならないと強調している。この判定条件に関して、報告書では以下の考慮すべき要素を列記した。具体的には、真のリスク分散の実現、キャプティブ保険会社が必要とされる技能を備えていること、及び保険対象リスクが多国籍企業グループ外部で付保可能であることが含まれる。キャプティブ保険会社が商業的な意義を有しておらず、関連リスクを完全に管理できない場合、多国籍企業グループ内でリスクの一元化管理から獲得した経済的便益は、グループのその他の実体に配分するとしている。

5. リスクフリーのリターン及びリスク調整後リターン

報告書は、資本を提供する会社が金融資産投資に係るリスクを管理する財務基盤を有しない場合、リスクフリーの場合に得られるであろう利益のみを獲得し、投資の残余利益は投資リスク管理機能を果たす会社に割り振られると指摘している。

報告書では、リスクフリーのリターンを算定するためには、テスト対象取引の特徴（例えば、通貨、期限及び発行日）と整合性のとれる適切な参考基準を選定するよう提案している。

また、報告書はリスク調整後リターンの算定についても言及した。資本を提供する会社が、財務リスクを管理できるものの、それ以外のいかなる種類のリスクも管理できない場合、ガイダンスを参照してリスク調整後リターンを定めることができる。この場合、資本を提供する会社は、資金を受け入れた会社のさらなる広範囲な事業運営リスクに対するリターンではなく、融資活動のリスクに対するリターンのみを獲得できるとしている。

中国の移転価格税制を取り巻く状況への潜在的な影響

報告書は、実際の取引に対する正確な描写分析及びリスク管理分析の金融取引取決めへの応用方法について解説している。取引の正確な描写分析及びリスク管理分析は、OECDがBEPS行動計画 8～10（2015年BEPSプロジェクト成果物に関する詳細情報は「[チャイナタックスアラート第28回](#)」（2015年10月）をご参照ください）に次ぎ、2017年改訂版「OECD移転価格ガイドライン」に対して追加した重要な内容である。中国税務当局が、OECDの金融取引に関する新しいガイドラインの内容をどの程度までに採用するかはまだ未知数である。中国の現行の移転価格税制では「正確な描写分析」に関する詳細なガイダンスがないため、新しいガイ

ドラインは実際の適用において一定の挑戦に直面するものと思われる。

中国税務当局は今後の金融取引に関する移転価格管理において（例えば、他国の税務当局と相互協議や交渉を行うなど）、報告書の一部のガイダンスを適用する可能性がある。以下、中国企業が金融取引において直面する重要な課題を重点的に解説する。

1.金融取引に関する移転価格算定方法

前述のとおり、報告書は、金融取引に関する取決めを策定するとき、実際の取引に対する正確な描写分析及びリスク管理分析の適用を解説している。このような方法を適用して、独立企業間原則に従った債権及び持分の比率は、対象取引の経済的な特徴に基づき確定される。

報告書は、正確な描写分析を唯一の分析方法として強制的に用いることを求めておらず、各国が継続的に国内法及びその他のアプローチを使用して資本構成及び利息の損金算入に関する問題に対処することを認めている。

中国の過少資本税制管理において、ある実体がその関連者から受け入れた債権投資と持分投資の比率（関連負債資本比率）が法定の標準比率（金融機関は5:1、その他の企業は2:1）を超過した場合、企業が関連者間融資取引の合理性を裏付けられる十分な資料を準備できない限り、超過分の関連者間融資取引に係る利息を損金算入してはならない。

中国移転価格税制では、移転価格調査において、債権の性質が再認定される可能性を排除していない。融資が債権融資に該当するか、それともその他の融資方法に該当するかを判断する際、「関連取引申告及び移転価格同時文書化の管理改善に関する国家税務総局の公告」（42号公告）第17条では納税者が考慮すべき要素を明記した。これには企業及び所属するグループの返済能力と借入能力、関連債権投資の性質、目的、市場状況、持分投資の変動状況などが含まれる（42号公告の詳細は「[チャイナタックスアラート第23回](#)」（2016年7月）をご参照ください）。これらの要素は、関連者間の融資取決めの商業的合理性を強調しており、債権及び持分融資構造を分析する際、正確な描写分析と同じ考え方である。

実務運用において、中国企業の関連負債資本比率が法定の標準比率を下回る場合、債権融資の性質が再認定される例は極まれである（完全にないとは言いきれない）。中国税務局当局の関連者間の融資取決めに対する管理強化が続くなか、中国政府が、税収の観点から関連者間融資取引の再認定に関連する法規定を公布するかどうかは引き続き注目する必要がある。

また、報告書の多くの内容は大規模で比較的複雑なクロスボーダー金融取引により適したものとなっている。報告書では具体的に対象者を設定していないものの、実務上、報告書におけるガイダンスは強力な資金調達能力を有する少数の企業及び中国のクロスボーダー資本移動に係る規制を受けない少数のクロスボーダー金融取引により適した内容となっている。

2.独立企業間原則に従った関連者間融資取引の価格設定

報告書によると、関連者間融資取引の価格設定に係る最適な方法の選択にあたり、機能分析を踏まえて実際の取引を正確に描写する必要がある。

比較可能性分析（即ち、信用格付け分析、比較可能な融資取引の見出し及びその金利に対する適切な調整）を踏まえた金利設定方法は、金融取引の分析に幅広く適用されるものの、実務において、多くの中国企業は依然として基本的な価格設定方法を適用している。即ち、中国人民銀行（中央銀行）の基準利率（又は直近公表された貸出基礎利率LPR）を用いて関連者間融資取引の価格設定を行っている。

中国の地方税務機関は一般的に、中央銀行の基準利率を許容可能な利率と見なしている。このため、中国税務当局が関連者間融資取引の価格設定に対する管理を引き締めない限り、新しいガイドランが中国納税者の関連者間融資取引の価格設定方法に如何に実質的な影響を与えることができるかを判断するには未だ時期尚早である。

もう一つの問題は無利子融資である。報告書では、債権融資が持分投資の特徴を有することを言及している。実務上、このような取決めが独立企業間原則に従うかを検証するために、ケースバイケースで分析する必要がある。即ち、実際の取引に対する正確な描写に基づき、持分投資に該当するか、それとも債権融資に該当するかを判断する。

3. キャッシュプーリング

報告書では、キャッシュプーリング管理者に対する報酬はその管理者が果たす機能及び負担するリスクに基づき確定され、その機能は調整又は代理機能からさらに包括的なインハウスバンク機能（例えば、内部融資に係る信用リスク、流動性リスク及び通貨リスクを負担する）までカバーされると指摘している。キャッシュプーリング管理者が調整機能だけを果たす場合、その管理者はキャッシュプーリングの預貸金利差を稼得すべきではなく、果たした機能に見合った報酬のみを受け取るとしている。キャッシュプーリング管理者が適切な報酬を獲得した後、キャッシュプーリングから生じた残りのシナジー効果はキャッシュプーリング参加者間で分配される。

上述の方法は、中国市場で見られる慣行とは大きく異なる可能性がある。中国では、キャッシュプーリング管理者は通常、すべての金利差を稼得している。このような価格設定方法を適用できる重要な前提条件としては、キャッシュプーリング管理者が完全なインハウスバンク機能を果たすことであるが、この前提条件は通常、実状にそぐわない。新ガイドラインに同調するため中国納税者がこれまで実践してきた方法を調整する必要があるかどうかは、同分野における中国税務当局の管理実務の進展に左右される。新ガイドラインが適用される場合、企業は詳細な情報が盛り込まれた移転価格文書を準備し、グループのキャッシュプーリング構造及びキャッシュプーリング管理者と参加者間の詳細な報酬配分状況も開示する必要がある。

4. 「海外進出」する企業

報告書は、「海外進出」する中国企業にも大きな潜在的影響を与えている。多

国籍企業がグローバルに事業展開する中、「海外進出」する企業は進出先国の移転価格税制を遵守する必要がある。報告書に規定された新しい指針を採用する国と採用しない国が現れるだろう。これで、多国籍企業グループの移転価格リスク管理はより一層複雑になる。

例えば、中国企業グループ本社が海外子会社に無利子で融資を行うケースは珍しくない。このような取決めが独立企業間原則に従うかどうかを判断するには、各地で適用されている移転価格税制に基づき慎重に分析する必要がある。

もう一つの例はトレジャリーセンターに関わる取引である。新しいガイダンスでは、トレジャリーセンターの機能を正確に描写し、集中度別にトレジャリーセンターの構造と機能に対して、それぞれ独立企業間原則に従った報酬の仕組みを制定するよう求めている。このため、企業はその準拠性を評価するために、既存のトレジャリーセンターの価格設定方針を見直す必要がある。

移転価格税制を取り巻く環境の目まぐるしい変化や各地の複雑な法規定は企業にとって一定の挑戦ではあるものの、報告書は各国の税務当局により統一された一貫性のあるアプローチを適用した関連者間融資取引の審査管理に向けて良好な土台を築き上げた。例えば、「一帯一路」構想に係る税務行政協調体制においては、報告書におけるガイダンスを参照しながら、中国を含む「一帯一路」沿線諸国で議論を展開し、共通認識を形成して、「一帯一路」構想のクロスボーダー投資が抱える課題の解決を図る可能性がある。これらの国々では金融取引に関する課税規則が大きく異なるため、上述の方法は多国籍企業のグローバル展開においてより統一された税務取扱いの形成につながる。

5. KPMGの所見

近年、中国税務当局は、関連者間融資取引に対してより強硬な姿勢をとり始めている。グローバルに著しく変化する移転価格管理環境を背景に、今後、中国税務当局の立場は一層強化されるだろう。新しいガイドラインは、これまで特に見解や意見が分かれる分野において、税務当局の税務調査に付加的なツールを提供した。中国では、過少資本、キャッシュプーリング、関連者間融資などの分野において税務上の課題を抱えている。こうした取引を対象とした調査が増えるにつれて、中国税務当局は金融取引の取決めに関する認識が徐々に深まり、中国の納税者にとっても参考になれる先例が増えるだろう。中国の納税者は、関連者間融資取引の取決めに係る税務調査に迅速かつ効果的に対応できるよう、事前に準備しておく必要がある。

上述のとおり、新しいガイドラインで言及されている多くの種類の金融取決め（例えば、金融商品をカスタマイズしたオリジナルな資産形成など）は現在、中国で規制があり制限されているものの、クロスボーダー金融取決めに対する規制のさらなる緩和に伴い、今後、状況は変わるものと思われる。

企業は、既存及び計画中の金融取引に関する取決めを積極的に見直し、リスクにさらされている取引に対しては早急に改善措置を講じるよう推奨する。また、企業は資料の文書化の準備も重視すべきである。報告書では文書化に対して具体

的な要件を記載していないものの、金融取引に関する取決めをサポートするための文書化の重要性を強調している。具体的には、融資取引の商業的合理性の分析、キャッシュプーリングとトレジャリーセンターの機能及びリターン配分のための機能分析、保証料の設定に際して考慮すべき直接/間接利益などが含まれる。納税者は金融取引の価格設定ポリシーや文書化戦略を慎重に策定するために、必要に応じて、専門性の高いアドバイスやサポートを積極的に活用されるよう推奨いたします。

お問合せ先

華北地域

Li Lisa 李輝

Partner パートナー

Email: lisa.h.li@kpmg.com

Tel: +86 (10) 8508 7638

Matsuda Kensuke 松田 健輔

Director ディレクター

Email: kensuke.matsuda@kpmg.com

Tel: +86 (10) 8508 7034

華西・華東地域

Hirasawa Naoko 平澤 尚子

Partner パートナー

Email: naoko.hirasawa@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 3098

Xu Jie 徐潔

Partner パートナー

Email: jie.xu@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 3678

Shi Shirley 侍 怡

Partner パートナー

Email: shirley.y.shi@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2105

Wang Zhewei 王 哲蔚

Partner パートナー

Email: zhewei.wang@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2717

Morimoto Tadashi 森本 雅

Partner パートナー

Email: tadashi.morimoto@kpmg.com

Tel: +86 (10) 8508 5889

Hayashida Hironori 林田 弘徳

Partner パートナー

Email: hironori.hayashida@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2286

Mokuta Masakazu 杵田 正和

Partner パートナー

Email: masakazu.mokuta@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2247

華南地域

Inanaga Shigeru 稲永 繁

Partner パートナー

Email: shigeru.inanaga@kpmg.com

Tel: +86 (20) 3813 8109

Chen Vivian 陳 蔚

Partner パートナー

Email: vivian.w.chen@kpmg.com

Tel: +86 (755) 2547 1198